

自治基本条例の構成要素一覧

1 条例の基本的な項目に関する要素

構成要素	規定する内容 (福崎町における条例や計画)	WTの 検討案	委員会 の結果	備考
前 文	① 本町の特徴（民俗学の父である柳田國男の生誕の地や、大庄屋三木家住宅をはじめとする歴史遺産や、日光山から望む播州平野の眺望、七種山などの豊かな自然環境を有することや、中国自動車道・播但連絡道の交差する交通の要所として発展してきたことなど） ② 自治の本旨である団体自治と住民自治の理念の実現を目指すこと ③ 先人が築いてきたまちを発展させ、次世代を担う子どもに引き継いでいくこと ④ 町民がまちづくりの主体であることを自覚すること ⑤ まちづくりの主体（町民、議会、行政）が協力し、適切な役割分担の下で、まちづくりを進めていくこと ⑥ 「自治基本条例を制定する」という旨を宣言すること	○ ○ ○ ○ ○ ○		・条例制定の由来や背景、自治（まちづくり）の方向性や基本原理、制定者の決意を述べたものとなる。 ・ここを読むだけで条例が目指している理想をわかりやすく宣言できる。 ・自由な表現ができる。
目 的	① 自治の基本理念や基本原則を明らかにすること ② 町民、議会、行政の役割と責務を定めること ③ 参画と協働による自治の基本的事項を定めること ④ 町民主体の自治の実現を図ること	○ ○ ○ ○		・目的規定を見れば、条例が何を指すかを理解しやすい
定 義	条文に頻出する用語として、 ① 「町民」 ・町内に住所を有する者（住民） ・町内へ通勤又は通学する者 ・町内において事業又は活動を行う個人又は法人、その他団体 ② 「執行機関」 町長、地方公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会 ③ 「参画」 町民が町政及び地域のまちづくりに主体的に参加すること ④ 「協働」 町民と町が、または町民同士が、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割と責任を踏まえ、共通の目的達成に向け協力すること	○ ○ ○ ○		・用語について、その意義に広狭があり、またいろいろに解釈される余地がある場合（解釈上の疑義をなくす） ・自治の基本となるキーワードを紹介する場合に用語説明を行う。 ※解釈上の疑義がないと考えられるものは入れない。
位置付け・最高規範性	① この条例が本町の自治の基本を定めるものであること ② 町や町民は、条例の趣旨を尊重しなければならないこと ③ 町は、自治に関する他の条例や規則等の制定、改廃、運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならないこと	○ ○ ○		・条例等の制定や改廃に当たっては、自治基本条例との整合性を図ることを基本とする。 ・法制上、自治基本条例も他の条例と同じ法形式であり、条例が及ぼす効果に優劣はないことから、「最高規範」という文言は用いない。

構成要素	規定する内容 (福崎町における条例や計画)	WTの 検討案	委員会 の結果	備考
自治の理念・ 基本原則	自治を推進するための基本理念として、 ① 町民がまちづくりの主体 ② 町民の信頼に基づく町政の推進 ③ 個人の尊厳や自由の尊重 ④ 公正で開かれた町政の推進 ⑤ 地域の個性、自立性を尊重したまちづくりの推進 基本原則として、 ⑥ 情報共有の原則 ⑦ 参画の原則 ⑧ 協働の原則	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		・まちをどのようにつくるのか進め方を定めるもの ・基本理念とは、まちをつくる際の基本的な考え方 ・基本原則とは、その理念の具体的な進め方
町民の権利・ 責務	権利として、 ① 町政情報を知ること ② まちづくりに参画すること 役割・責務として、 ③ まちづくりにおいて行政と協働すること ④ 民間相互で協働すること ⑤ 応分の負担を行うこと	○ ○ ○ ○ ○		・地方自治法には、住民の権利として規定されているのが、法第 10 条 2 項及び 11 条であるが、町民の主体的・積極的な関わりを担保するには足りず、別に新たな町民の権利性を保障する必要がある。
町民活動団体 (コミュニティ)の責務・ 支援	責務として、 ① コミュニティ活動に努めること ② 行政との相互理解や協働 ③ 民間相互の協働 支援として、 ④ 町は、多様な主体によるコミュニティ活動の活性化を図るため、その支援を行うこと	○ × × ○		・福崎町においては「自治会」をはじめとした地縁団体を中心に地域コミュニティ活動が行われていることが特色の一つである。 ・町民の責務に含まれる
事業者の責務	① 事業者は、町民活動に対する民間相互の協働等に努める	×		・町民の責務に含まれる
議会の役割・ 責務、議員の 責務	議会の役割・責務 ① 意思決定及び監視機能を的確に行うこと ② 情報公開・情報共有及び説明責任 ③ 政策機能の強化 議員の責務 ① 公正・誠実な職務の遂行 ② 自己研鑽・町民全体の利益	○ ○ ○ ○ ○		・町民の代表機関であり、その活動原則は町民の負託にこたえることが基本となる。地方自治法には、議会の構成や運営に関しては詳細な規定がある（同法第6 章）が、議会の政策立案や町民の参加、協働に関する規定がほとんどない。
町長の責務	① 町長は、町民の代表者として、町民の信頼に応え、公正かつ誠実に透明性の高い町政を運営すること ② 町長は、町民の福祉の向上、行政サービスの質の向上など、町の活性化に向け必要な施策を講じること	○ ○		・地方自治法の統轄代表権（147 条）、事務管理及び執行権（148 条）、職員の指揮監督権（154 条）を規定 ・具体的に首長が行うべきことや統率力・指導力を規定するなど
職員の責務	① 職員は、町民全体の奉仕者として、法令・条例・規則等を遵守し、公正・公平かつ誠実に、全力で職務に専念すること ② 職員は、職務の遂行に当たっては、町民の目線に立ち、町政を運営すること ③ 職員は、必要な能力の向上に努めること	○ ○ ○		・地方自治法上では長の補助機関（154 条、161 条～175 条）と位置付けられているが、自治の専門スタッフとしての心構えや職員が具体的にを行うべきことを規定